

「とよなか夢基金」ニュース

地域でがんばる人たちへ届けます



とよなか夢基金は、ボランティア団体やNPO、自治会など市民が行う自発的な社会貢献活動を応援する基金です。



平成27年度(2015年度) とよなか夢基金助成 交付事業が決定!

さまざまな社会貢献活動への助成金（市民公益活動推進助成金）の財源として活かされる「とよなか夢基金」。平成27年度は下記の14事業に助成を予定します。

【初動支援コース】.....

①生きづらさを抱える人とご家族の居場所 『みんなのE場所』

イキル応援プロジェクト Life Power

②泉丘どこでもボランティア5事業
泉丘どこでもボランティア

③豊中市民による地元文化の継承事業
幸和太鼓青年団 こうわのわ

④災害時帰宅困難者体験訓練
災害時帰宅困難者体験訓練実行委員会

⑤子どもがつくる多世代交流型 ZINE 『だんらんしんぶん』

団樂長屋プロジェクト

⑥元気と笑顔のお届け便りメイクプロジェクト～演劇青春塾わにまーる第2章
シアターワーク豊中そらまめ

⑦国際交流広場ワイワイガヤガヤ
～「おもろいゼミ」～
特定非営利活動法人国際交流団体未来

⑧わにまーる放課後塾
ODEN(Okamachi Deep Education Network)

【自主事業コース】.....

①広がれ！地域のわんぱく仲間！子どもを元気に育む地域のネットワーク作り
NPO法人キッズ&子育て応援隊MerryTime

②女性のエンパワメント事業「ママになった記念祭」
「幸せなお産・子育てのための妊婦前教室」
誕生教育劇団 1276 座

③豊中和太鼓まつり 15 周年記念公演
豊中和太鼓サークル連絡会

④大阪府シルバーアドバイザー養成講座
NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

⑤子育て中だからできる
「わたしの未来応援ブック」の発行
赤ちゃんからのESD

⑥カラフルキッチン とよなかま
とよなかま



平成27年（2015年）4月1日 ふるさと納税ワンストップ特例制度 が創設されました!



確定申告・住民税申告が不要の
給与所得者や
年金所得者のみなさま

確定申告を行うことなく
寄付金控除が受けられます!



確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者が寄付をした場合、税務申告手続きが不要になる制度です。寄付をされる際、ワンストップ特例の申請をされると、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄付金控除・寄付金税額控除相当額）が適用されます。





対象者

給与所得者などで、確定申告を行う必要がない方
ふるさと納税の寄付先が年内に5団体以下の方
平成27年(2015年)4月1日以降に寄付をされた方

手続き

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」により申請が必要で、豊中市へ寄付の申込みをする際、「寄附金税額控除に係る申告書を希望する」とされた方には、寄付金受領書送付時に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を同封しますので、必要事項を記入のうえ、署名、捺印して豊中市へ返送ください（FAX 及び電子メールは不可）。送料は申請者負担となります。

平成 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

氏名	住所	電話番号	郵便番号	性別	年齢
姓	都道府県	市区町村	番	男	歳
名	番	番	号	女	歳
姓	都道府県	市区町村	番	男	歳
名	番	番	号	女	歳

あなたが提出した地方団体に對する期間金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告特例（以下「申告特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請書決定通知書提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第8項）を毎年1月1日に満たす場合には、申告特例対象年以降に於いて同条第6項第2号に該当する場合には、同条に係るものに限る。）について申告の特例の適用を受けられなくなります。その場合は、寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該申告特例申請書に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書提出してください。

1. 当該団体に對する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合は、それぞれ1回申請にチェックを入れてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者とは、①及び②に該当すると認定される者をいいます。

② 地方団体に對する期間金を支払う年の年中の所得額について所得税法第20条第1項の規定による申告書の提出する義務がない者又は同法第22条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

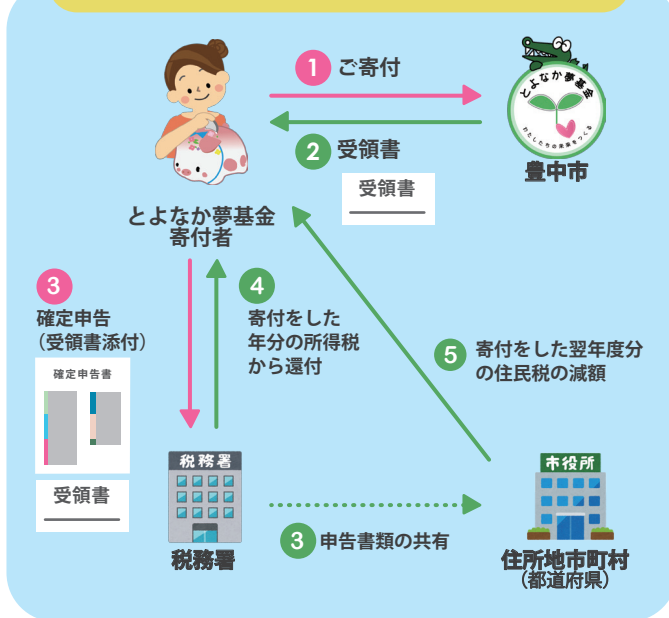
③ 地方団体に對する期間金を支払う年の4月1日現在の所得額の計算に、道府県民税・道府県民税に對して、同法第20条第1項第2号に規定する申告書の提出を受けることにより、当該申告特例申請書に関する事項を記載した確定申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を受けた者

④ 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

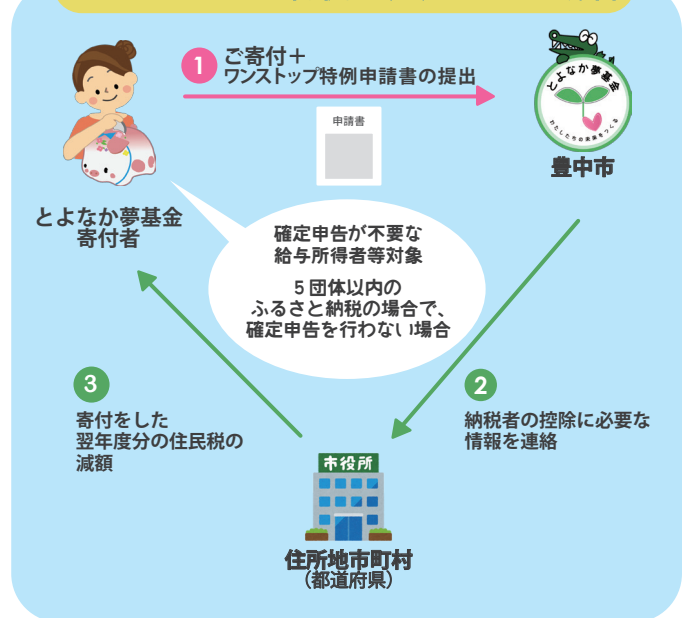
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者は、この申請書が申告特例対象年の1月1日から3月31日の間に申告の特例の適用を受けようとするため申請を行う地方団体の長の承認を得なければならない者であります。

地方税法施行規則第2条の4に規定する第55条の5の様式

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



注意

1. 自営業者など、もともと確定申告が必要な方や医療費控除や株式の所得など、確定申告が必要な方は対象外となります。
2. 申請書を提出後、住所や氏名などに変更があった場合、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書の提出が必要です。
3. 平成27年4月1日以降の寄付が対象となりますので、平成27年1月～3月に地方公共団体に寄付している方は、4月以降分の寄付を含めて確定申告を行ってください。
4. 寄付する度に申請が必要ですので、同じ団体に3回寄付した場合は、3回申請書を提出することになります。